

## 「富山県中山間地域創生総合戦略」の改訂について（案）

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例第 6 条第 5 項の規定による総合戦略の変更（改訂）

### 《改訂内容》

#### （1）総合戦略の期間の延長

新たな県の総合計画の策定に向けた議論に合わせて期間を延長する。

#### 第 1 章 総合戦略策定の趣旨

#### 3 総合戦略の期間

##### < 現行 >

2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年間

##### < 改訂（案） >

2020（令和 2）年度から 2025（令和 7）年度までの 6 年間

[富山県中山間地域創生総合戦略]

<https://www.pref.toyama.jp/140406/kensei/kenseiunei/keikaku/2020cyuusankankeikaku.html>